

貯水槽水道管理指導要領

(目的)

第1 この要領は、山口市水道事業給水条例第21条の2及び第21条の3に定める貯水槽水道の維持管理について環境衛生上必要な事項を定め、公衆衛生の向上を図るとともに、安全で衛生的な飲料水を確保し利用者の健康を保護することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貯水槽 受水槽、高置水槽及び圧力水槽又は配水池等、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽をいう。
- (2) 貯水槽水道 水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。
- (3) 給水設備 貯水槽を設けて飲料水を供給するための設備であって、貯水槽、給水管及びこれらに付帯する用具の総称をいう。
- (4) 設置者 当該貯水槽水道の設けられている建築物等を所有している者及び貯水槽水道の権原を有するものをいう。
- (5) 管理責任者 受水槽、高置水槽及び圧力水槽の設置者から維持管理の委託を受けた者で、水質及び施設の管理に直接携わる者をいう。
- (6) 指導 設置者及び管理責任者に対し、貯水槽水道の日常的な清掃等適切な管理の責務及び管理の充実について、理解を得るようにすること。
- (7) 助言 前号の措置にも拘わらず、設置者及び管理責任者が十分な管理を行っていない場合、必要な事項等を説明し、再度管理の充実について理解を得るようにすること。
- (8) 勧告 再三の指導及び助言にも拘わらず改善が見られない場合、上下水道事業者は設置者及び管理責任者に勧告することができる。

(設置者及び管理責任者の責務)

第3 設置者及び管理責任者は、第5の各号に掲げる管理基準を遵守し、衛生管理を行うとともに、この要領に基づいて行われる指導に協力するものとする。

(貯水槽水道利用者の情報提供)

第4 上下水道事業管理者は、貯水槽水道の利用者及び設置者に対し、必要に応じて、次の各号の情報を提供しなくてはならない。

(1) 利用者に対しては、貯水槽水道の管理状況の情報及び水質検査に関する情報

(2) 設置者に対しては、給水設備の清掃や検査等、貯水槽水道の管理に関する基準、管理の方法、貯水槽水の残留塩素の濃度について検査すること等、簡易の検査の実施の周知、水質検査実施機関の連絡先及び検査料金の情報

(指導項目)

第5 設置者及び管理責任者は、次の各号に定める水槽の維持管理を適正に行うこと。

(1) 貯水槽の清掃は、厚生労働大臣及び地方公共団体の指定を受けた専門業者に依頼し、毎年1回以上、定期に行うこと。

(2) 貯水槽に漏水等の異常がないか、水槽の周囲が清潔に保たれているかなどを定期的に点検し、欠陥を発見したときは、速やかに改善措置を講ずること。

(3) 貯水槽の汚染により、利用者の健康又は生活環境に被害が生じる恐れのある事態が発生した場合、汚染の原因を取り除く措置を講ずると共に利用者への汚染の通知を徹底し、上下水道事業管理者に通報すること。

(4) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

(設置等及び管理責任者の届出)

第6 貯水槽水道を設置しようとするときは、給水装置工事施行申込書に、貯水槽水道設置届(様式第1号)を添えて、上下水道事業管理者に届け出るものとする。

なお、上下水道事業管理者は、届け出のあった貯水槽水道の設置者、所在地、管理責任者、規模等を確認し、貯水槽水道設置台帳を作成しなければならない。

2 設置者及び管理責任者は、前項に掲げる届け出事項に変更があったとき、又は貯水槽水道の使用を休止し、再開し、若しくは廃止したときは、貯水槽水道(変更・廃止)届(様式第2号)により、上下水道事業管理者に通知しなければならない。

(立ち入り調査)

第7 上下水道事業管理者は、貯水槽水道利用者から立ち入り調査の依頼があったときは、設置者及び管理責任者に同意を得て、立ち入り調査を実施し、その結果を貯水槽水道調査結果（様式第3号）に基づき、貯水槽水道利用者及び設置者並びに管理責任者に通知しなければならない。

（指導・助言及び勧告）

第8 上下水道事業管理者は第7による立ち入り調査の結果、指導事項に不適合な箇所が認められたときは、適切な管理を行うように指導しなければならない。

2 前項による指導を行ったにも拘わらず、十分な管理を行っていないときは助言を行い、また、再三の指導、助言にも拘わらず、改善の見通しが無い場合は、改善指導報告書（様式第4号）により、衛生行政（山口県山口環境保健所）に報告する。

（設計の基準）

第9 貯水槽水道を設置しようとするときは、山口市給水装置等工事施行基準により設計を行うこと。

（保存）

第10 上下水道事業管理者は、貯水槽水道設置届、貯水槽水道（変更・廃止）届及び貯水槽水道調査結果等の関係図書を保存しておくこと。

2 設置者及び管理責任者は、貯水槽の点検及び水質検査を行った場合は、これに関する記録を作成し、5年間保存すること。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成17年10月 1日より施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年4月1日より施行する。

様式第1号

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

(設置者)

住所

氏名

(※)

TEL

(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

貯水槽水道設置届

貯水槽水道を設置したので、下記のとおり届け出ます。

記

名 称	(通称)						
所在地	山口市						
代表電話番号							
管理形態	自主管理	担当者	TEL			常駐・非常駐	
	委託管理	委託先住所 氏名	TEL			常駐・非常駐	
建物概要	主たる用途	共同住宅(戸)・個人住宅・事務所・店舗・学校・工場・病院・旅館・ホテル・その他()					
	竣工年月日	年 月 日	階数	地上 階・地下 階			
設備概要	受水槽	設置場所	屋内・屋外	床置き式・地下式		槽数 槽	
		有効容量	m ³	材質	FRP・コンクリート・鋼製・その他()		
	高置水槽	設置場所	屋内・屋外	槽数	槽 ・ 無		
		有効容量	m ³	材質	FRP・コンクリート・鋼製・その他()		
	原水種別	水道水・その他()		水道直結栓		有 ・ 無	
配管材質	鋼管・亜鉛メッキ鋼管・塩化ビニルライニング鋼管・ビニル管・その他()						
備考							

様式第 2 号

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

(設置者)

住所

氏名 (※)

TEL

(法人にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

貯 水 槽 水 道 (変 更 ・ 廃 止) 届

下記のとおり (変更・廃止) したので届け出ます。

記

1. 施設の名称

2. 施設の所在地

山口市

3. 変更事項

(変更前)

(変更後)

4. 変更 (廃止) 日 年 月 日

貯水槽水道調査結果

調査年月日
年 月 日

ID	水道番号	名称	所在地	設置者			
所有者電話番号		管理者氏名	管理者住所				
1. 施設概要							
主たる用途	建物の階数	受水槽容量(m3)	受水槽材質	受水槽設置場所	受水槽構造	高置容量(m3)	高置構造
2. 管理状況							
	水槽等の定期清掃	給水設備の月例点検	水質検査の実施	飲用水の外観検査	残留塩素の測定		
実施状況							
記録の有無							
	施設図面管理 注意事項						
実施状況							
記録の有無							
3. 末端給水栓における水質の検査							
採水場所		色	味	濁り	臭気	残留塩素	
4. 水槽等の外観検査							
チェック内容					受水槽	高置水槽	
設置場所	設置状況及び水槽の周囲の状況						
	① 清掃不良、物置化						
	② 排水不良、床面滞留水						
	③ 汚水槽等の隣接						
	④ 点検、清掃、修理等が安全で容易な場所						
⑤ 管理者以外が立ち入りできない構造							
構造（その1）	水槽本体の状態						
	① 破損、亀裂、漏水						
	② 汚染のおそれのある開口部						
	③ 容量過大						
その2	水槽上部の状態						
	① 水槽蓋の直接上部の状態						
	② 汚染のおそれのある機器等の設置						
	③ 水たまり、ほこり等衛生上有害なものの堆積						
構造（その2）	マンホールの状態						
	① 施錠						
	② 嵩上げなし						
その3	水槽に付帯する管口部の状態						
	① オーバーフロー管、通気管の防虫網						
	② オーバーフロー管、水抜管の排水口空間						
内部構造	水槽内部の状態						
	① 内部壁面の汚れ、清掃不良、さび等沈積物						
	② 異物、浮遊物、濁り、塗装の剥離						
	③ 給水管以外の配管の貫通						
その他	揚水管の位置、吐水口空間						
	設備及び給水管等の状態						
その他	① クロスコネクション						
	備考						

様式第4号

年 月 日

山口県衛生保健所長 様

山口市上下水道事業管理者
印

改 善 指 導 報 告 書

(設置者)

住所

氏名 (※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

TEL

第1回目の改善内容

- ・日時 年 月 日
- ・貯水槽水道容量 (受水槽 m^3 ・ 高置水槽 m^3)
- ・改善チェックポイント 別紙項目 (別記様式第3号)

第2回目の改善内容

- ・日時 年 月 日
- ・貯水槽水道容量 (受水槽 m^3 ・ 高置水槽 m^3)
- ・改善チェックポイント 別紙項目 (別記様式第3号)

第3回目の改善内容

- ・日時 年 月 日
- ・貯水槽水道容量 (受水槽 m^3 ・ 高置水槽 m^3)
- ・改善チェックポイント 別紙項目 (別記様式第3号)

貯水槽設置者の皆様へ

平成14年4月1日に水道法の一部が改正され、10m³以下の貯水槽（タンク）の設置者も管理責任がより明確になり、管理の徹底が義務づけられると同時に必要に応じて、設置者に対して上下水道局が指導を行うことになりました。

そこで、上下水道局が貯水槽（タンク）の設置状況を把握するため、同封してある「貯水槽設置届」にご記入の上、返送下さいますようお願いいたします。

あなたの貯水槽（タンク）は大丈夫ですか？点検・管理を徹底しましょう。

詳細図貼り付け

何かご不明な点やご質問がありましたら、下記までご連絡下さい。

山口市宮島町7-1 山口市上下水道局 水道整備課 給水担当

T E L 083-933-6670

覚 書

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

下記の建物の各戸メーターの定期的な検針、取り替え及び給水装置の調査、修理等で上下水道局職員が建物内に立て入る場合、1階のインターホンで任意の在宅されている方を呼び出し、ドアのロックを解除していただき、建物内に入ることを承諾いたします。

このことにつきまして、通水開始後、局職員と住民とに問題が生じないように、責任をもって住民に周知徹底をします。

(申請者)

住 所

氏 名 (※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

(対象建物)

住 所

建 物 名

(建物管理者)

住 所

氏 名

電話番号 (緊急時連絡先) — —